

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

京都土木 株式会社
京都府京都市西京区大原野上里鳥見町8－18

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日（2ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

京都土木株式会社は、審査基準日令和3年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者（京都府及び京都市）が資格審査に用いたため、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となり、令和5年6月27日付けで建設業許可部局（京都府）より、監督処分を受けた。このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内